

アクロス会則

第1条 このクラブは、アクロスとよびます。

第2条 このクラブは、スキー及び登山、そして自然を愛する人で組織します。
クラブの入会、脱会は自由です。

第3条 このクラブは、全国勤労者スキー協議会に加入し、活動します。

第4条 このクラブは、総会を年1回会長が招集します。

第5条 総会は、次の事項を決定します。

- (1) 1年間の活動総括と次年度の活動計画
- (2) 決算報告及び予算の決定
- (3) 役員及び専門部の選出
- (4) その他重要事項の決定

第6条 このクラブは、次の役員及び専門部をおきます。

- (1) 役員 会長 副会長 事務局長 事務局次長 会計 会計監査
- (2) 専門部 機関紙部 教育技術部 幹事

第7条 このクラブの役員は、役員及び各専門部部長、幹事で構成します。
尚、役員、専門部の任期は1年とし再任を妨げません。

第8条 このクラブの入会金は1000円、年会費は4000円とします。

第9条 このクラブの会計年度は、12月より翌年11月30日とします。

附則 この規約は、2002年11月30日作成
この規約は、2004年12月5日一部改定
この規約は、2006年12月4日一部改定